

鶴岡市訪問介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める
要綱

平成29年3月31日
告示第127号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第2号イの規定に基づき、訪問介護相当サービス（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年鶴岡市規則第7号）第2条第1項第1号の訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(費用の算定)

第2条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により市が定める訪問介護相当サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 鶴岡市訪問介護（現行の介護予防訪問介護相当）身体介護を含むサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ			1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ					2,335
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2,102
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ					3,704
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3,334
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ					266
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		239
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ				270	
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ				285	
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任	ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			特別地域加算	所定単位数の15%加算	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

2 鶴岡市訪問介護(現行の介護予防訪問介護相当)生活援助のみサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ生活援助	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		186	
A2	2423	訪問型独自サービスⅣ生活援助・初任		186単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		130
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ生活援助・同一		※1月の中で全部で4回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	167
A2	2425	訪問型独自サービスⅣ生活援助・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		117
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ生活援助	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		189	
A2	2523	訪問型独自サービスⅤ生活援助・初任		189単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		132
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ生活援助・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	170
A2	2525	訪問型独自サービスⅤ生活援助・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		119
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ生活援助	ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		200	
A2	2633	訪問型独自サービスⅥ生活援助・初任		200単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		140
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ生活援助・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	180
A2	2635	訪問型独自サービスⅥ生活援助・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		126
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算		100	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			